

高知県津野町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

○「津野町議会議員政治倫理条例」の策定（平成25年3月13日施行）

津野町議会では、議会議員が町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準等を定めることにより、高い倫理観を持ち、町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とし、平成25年3月13日に発議として議案提出をし、全会一致で可決された。議員定数の削減、執行部への反問権の導入、日曜議会の開催等、これまでも一定の議会改革に取り組んできたところであるが、全国的にも地方議会及び議員をめぐるは多くの様々な提言や厳しい意見がある。こうした中、地方議会を担う者はもう一度議会議員としてのあり方を見定めて、そのうえで地域の発展に寄与できるような議会づくり・議会運営を行うことが強く求められていると認識している。今後ますます議会改革が求められる中、町民に信頼される議会運営を行っていくため、町議会議員自ら政治倫理を確立することが重要であり、本条例を制定している。本条例は16条から成るもので、第3条第11項、第12項にも規定があるように、町からの補助金や助成金を受けている団体、各種委員会等への就任の制限が盛り込まれている。これは先進事例を参考にしているが、津野町独自の厳しい規定を盛り込んでいる。

○一問一答方式の導入

津野町議会では、以前から、開かれた議会・よりわかりやすい議会を目指し、一問一答方式を導入しているが、平成27年9月に「津野町議会の運営に関する基準【申し合わせ事項】」を策定し明文化した。一般質問を行う議員は、自席から質問席へ移動し質問を行い、執行部は自席から答弁席へ移動し答弁を行う対面式により、議員と執行部が緊張感を持った政策論議がされている。そして、傍聴者に質問・答弁内容が明確でわかりやすく、一つの質問事項を深く掘り下げて議論でき、また答弁漏れがなくなるという点でより良い議会運営が可能になっている。

○議会タブレットの導入

津野町では、行政改革が進む中で住民サービスの向上や事務の効率化を図ることは必要不可欠であり、議会改革、開かれた議会づくりに向けた取り組みとして、従前より本会議のインターネット中継等 ICT を活用した議会運営の論議がなされてきた。議会資料の印刷の手間、資源の無駄を考えれば、改善策の一つとしてペーパーレス化が考えられ、議会改革の一環として令和元年度からタブレット導入に係る視察研修や勉強会を行い、令和2年6月から議会・執行部共にタブレットを導入した。

タブレットの導入により、定例会などの資料で配布される膨大な量の議案書や予算書等がペーパーレス化になったことで、持ち運びや書類の保管・検索が容易になった。また、今まで印刷し配布していた議会関係の条例や規則、入札結果や年間予定表などの関係資料もタブレットでいつでも閲覧可能になり、議員から要望があれば必要な資料を瞬時に届けることができ情報共有のスピード化が可能となった。更に今まで議会事務局の固定電話や個人の携帯電話で連絡していたが、タブレットのチャットアプリの活用により議員全員へ一斉に確実に連絡ができるようになり、効率的な議会運営がされている。

タブレットでは、インターネットでの情報検索も可能であり、他自治体・国の情報収集など議員個人が勉強するツールとしても活用しており、会議の資料など各種資料が入ったタブレットの携帯により、地域住民への説明もスムーズに行えると考えている。

また、災害時には、タブレットに入れている高知家防災アプリやインターネットでの情報収集、写真撮影による災害現場の状況報告、そして、災害対策本部のホワイトボードなどを撮影し執行部から議員へ随時情報提供することなどの活用を想定している。

タブレットの導入にあたっては、議会独自の会議以外の端末の仕様範囲や禁止事項、遵守事項などの使用基準の策定もおこなった。

今後は、各種研修会、視察、各委員会等でもタブレットを使用し、活用の幅を広げていきたいと考えている。

(事績2) 住民に開かれた議会

○議員出張懇談会制度の導入

開かれた議会づくりの一環として、平成29年11月から各種団体やグループで議員との懇談の希望があれば、申込により議員が町内のどこへでも出張し懇談会を開催するという議員出張懇談会制度を導入している。平成30年7月に初回の出張懇談会を開催し、要望のある住民と直接懇談をすることにより、より具体的な内容や思いをくみ取ることができた。懇談会で得た意見は、その後の一般質問へ反映され執行部へ政策提言を行った。今後は、もっと開催できるよう広報に力を入れ、町民の声を町政に届けれるよう努めたい。

○議会広報誌の発行

議会広報誌は、年4回の定例会開催の翌月に議会だより発行調査特別委員会の委員が編集し発行している。編集にあたっては、特別委員会で平成28年5月に「津野町議会だより編集概要」で編集方針等を策定し、議員自身が記事を作成しやすいように方向性を示している。

広報誌は、基本的に表紙と裏表紙はカラー印刷とし、その他のページは2色印刷としている。多くの方に読んでもらえるように構成を工夫し、写真やイラストを使用して分かりやすく読みやすい紙面の編集に努めている。記事の内容が執行部の発行している広報誌と重複しないよう心掛け、また、議会傍聴者の率直な声を聞くために、傍聴者への傍聴記筆記依頼や議会開会日に傍聴席に設置しているアンケートに書かれた意見等も広報誌へ掲載している。平成30年5月からは、議会だよりを読むと解ける読者クイズのコーナーを設け、回答を書いて応募すると抽選でプレゼントがあたる企画を実施し、応募者も増加傾向にある。

議会だより発行調査特別委員会では、令和2年6月に導入したタブレットを使用し編集委員会を開催している。今までは、各議員が作成した紙媒体の原稿を回し読みし内容確認を行っていたが、タブレットを使用すると委員全員が一緒に同じ原稿や写真を閲覧できるようになり、多様な協議がなされ活発に委員会が開催されている。

委員の研修については、県の市町村議会広報研修に参加するとともに、2年に1回程度全国町村議会広報研修会に参加し知識の習得を行っている。